

工大祭 2017 参加団体規約

第一条（規約の適用）本規約は、工大祭実行委員会が運営する工大祭 2017 に参加申請する団体、第五条の定める参加団体および第十二条の定める構成員に関する諸関係について適用されるものとします。

第二条（本規約の範囲）

1. 第四条の定める工大祭実行委員会が参加団体に対して発する通知は、本規約に準ずるものとします。
2. 工大祭実行委員会が、本規約の他に別途配布する資料およびその告知（以下、併せて「資料等」）も本規約に準ずるものとします。
3. 本規約の定めた内容と資料等の定めた内容が異なる場合は、工大祭実行委員会の判断により優先される内容が適用されるものとします。

第三条（本規約の変更）

1. 工大祭実行委員会は、本規約を変更する場合があります。この場合、変更後の参加団体規約に従うものとします。ただし、第十九条の内容の変更については、工大祭実行委員会及び原案者の合意の下で行うものとします。
2. 変更後の参加団体規約は、工大祭実行委員会が第四条の定める方法で通知します。

第四条（工大祭実行委員会からの通知）

1. 工大祭実行委員会は、資料等の配布、立て看板による掲示、メールによる連絡、工大祭 2017 公式サイト上での連絡、そのほか工大祭実行委員会が適当と判断する方法により、第五条の定める参加団体に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、工大祭実行委員会が当該通知の内容を含む資料等の配布、または立て看板による掲示等をした時点より効力を発するものとします。

第五条（参加団体）

1. 参加団体とは、東京工業大学大岡山キャンパス敷地内の工大祭実行委員会が認めた場所で、第六条の定める方法により参加申請を行い、第七条の定める企画区分に従い工大祭 2017 に参加することを工大祭実行委員会によって承認された団体をいいます。
2. 参加団体が、以下の工大祭実行委員会が予定する企画に参加を希望する場合は、当該企画の定める手続きをする必要があります。ただし、以下の企画には本規約より当該企画の規約または規約に準ずるものが優先されるものとします。
 - ①フリーマーケット
 - ②野外ステージにて行われる企画
 - ③研究室公開
 - ④共催企画
 - ⑤工大祭実行委員会が予定するそのほかの企画
3. 参加団体名は、工大祭実行委員会が特別に認めた場合を除き、参加申請後に変更することはできません。

第六条（参加申請）

1. 東京工業大学の学生または東京工業大学の職員を計三名以上含む団体にのみ、参加申請資格があるものとします。
2. 前項の参加申請資格をもつ団体は工大祭実行委員会の配布する工大祭 2017 参加団体募集要項に従って参加申請を行うことができます。
3. 工大祭実行委員会は、参加団体への参加申請を受け付ける期間を別途定めるものとします。
4. 工大祭実行委員会は、第三項で定めた期間中に団体から工大祭 2017 への参加申請があった場合、必要な手続き等を経た

後に当該団体を参加団体として承認します。ただし、参加申請を行った団体数が工大祭実行委員会の予定した数の上限を超えた場合、抽選等を行い団体数の調整を行う場合があります。

5. 工大祭実行委員会は、第三項で定めた期間外における参加申請を原則として認めないものとします。
6. 団体は、参加団体への参加申請を行う際に、第八条の定める責任者を工大祭実行委員会が別途定める方法で工大祭実行委員会に届け出るものとします。
7. 一団体から複数の申請があった場合、工大祭実行委員会の判断で申請を取り消させていただく場合がございます。申請が取り消された場合、第四条に定めた方法で告知させていただきます。

第七条（企画区分）

1. 企画区分を企画実施場所によって以下のように定義します。
 - ①「模擬店企画」とは、工大祭実行委員会が定める区画内で模擬店を設置し、商品の販売等を行う企画とします。
 - ②「講義室企画」とは、東京工業大学及び工大祭実行委員会の許可の下、講義室内で展示等を行う企画とします。
 - ③「その他企画」とは、「模擬店企画」・「講義室企画」の両企画実施場所以外で行う、工大祭実行委員会が運営に関与していない企画とします。ただし、東京工業大学または工大祭実行委員会が認めない場所では、企画を行うことが出来ません。
2. 各企画は登録した企画実施場所のみで行うものとします。

第八条（責任者）

1. 責任者とは第一責任者、第二責任者、第三責任者のことをいいます。
2. 参加申請を行う団体は、第一責任者、第二責任者、第三責任者を各一名選出する必要があります。
3. 以下のすべてに該当する者のみが責任者となる権利を有します。
 - ①東京工業大学の学生、または東京工業大学の職員である者
 - ②団体のすべての活動に責任を負える者
 - ③工大祭実行委員会に属さない者
 - ④参加申請をしている他団体の責任者でない者
 - ⑤工大祭実行委員会からの通知を工大祭実行委員会に代わって団体のすべての構成員に通知する義務を負える者
 - ⑥工大祭実行委員会に連絡先を伝える義務を負える者
 - ⑦各種申請、パンフレット原稿の提出を工大祭実行委員会が別途定める期間に行う義務を負える者
 - ⑧携帯電話を持っており、恒常的に連絡を取り合う義務を負える者
4. 責任者は兼任することはできません。
5. 責任者のいずれか一名は、企画実施中、企画実施場所に常駐し、企画が適切に実施されているか監督する義務を負います。義務を果たさなかった場合第十四条及び第七条に基づき保証金を一部返却しないなどの罰則を科す場合があります。
6. 責任者は工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の責任者の任を辞することはできません。参加団体は、すべての責任者が不在となった場合、企画を中止していただきます。

第九条（第一責任者）

1. 第一責任者とは、団体の最高責任者をいいます。

2. 第一責任者は参加団体への登録手続き、および第十五条の定める参加団体総会に原則としてすべて出席する義務を負います。

3. 第一責任者は工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第一責任者の任を辞することはできません。

第十条（第二責任者）

1. 第二責任者は団体の副責任者のことをいいます。

2. 第二責任者は工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第二責任者の任を辞することはできません。

3. 工大祭実行委員会が認めた場合において第一責任者がその任を辞した場合、第二責任者は第一責任者となります。その際、第三責任者は第二責任者となります。

第十一条（第三責任者）

1. 第三責任者は団体の副責任者のことをいいます。

2. 第三責任者は工大祭実行委員会が認めた場合を除き、参加申請後に団体の第三責任者の任を辞することはできません。

3. 工大祭実行委員会が認めた場合において第二責任者がその任を辞した場合、第三責任者は第二責任者となります。また、第一責任者、第二責任者がともにその任を辞した場合、第三責任者は第一責任者となります。

第十二条（構成員）

1. 構成員とは、団体の責任者と下記のいずれかに該当する者を行います。

- ①参加団体の責任者が参加団体に所属したと認める者
- ②工大祭実行委員会が当該参加団体に所属したと認める者

2. 工大祭実行委員会は、団体が工大祭実行委員会に参加団体への参加申請をした時点で、当該団体に所属するすべての構成員が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

第十三条（参加団体登録）

1. 参加申請を行った団体は、参加団体登録の完了をもって、工大祭実行委員会によって参加団体として承認されたものとします。登録後は、登録時に発行される参加団体認定証により、その団体は参加団体として承認されたことが保証されます。

2. 参加団体登録は、工大祭実行委員会が別途参加団体の区分ごとに定めた方法によるものとします。

3. 本規約に抵触する恐れがあると工大祭実行委員会が判断した団体は登録することができません。

4. 参加団体登録の完了後、団体はその登録を取り消すことはできません。

5. 参加団体は、登録した企画内容、および企画実施場所を工大祭実行委員会の承認を得ることなく変更することはできません。

第十四条（参加申込金）

1. 第十三条の参加団体登録の際に、参加団体は工大祭実行委員会に参加申込金を支払うものとします。

2. 参加申込金は、参加金と参加保証金からなるものとし、参加金および参加保証金の額は、工大祭実行委員会が別途定めるものとします。

3. 参加金は、工大祭の廃棄物処理費用等の運営に使用します。参加団体へ返金されません。

4. 参加保証金は、工大祭実行委員会が別途定める期間に参加団体へ返金されます。ただし、以下のいずれかに該当する参加団体へは一部もしくは全部返金されません。

- ①参加団体の都合により、企画を中止した参加団体
- ②工大祭実行委員会の承認を得ることなく企画実施場所を変更した参加団体
- ③申請書類と異なる企画を実施していると工大祭実行委員会が判断した参加団体

④来場者に迷惑となる行動を行ったと工大祭実行委員会が判断した参加団体

⑤食品の取り扱いに不備があったと工大祭実行委員会が判断した参加団体

⑥第十七条の定める義務を果たさなかったと工大祭実行委員会が判断した参加団体

⑦第十八条の定める禁止事項に抵触したと工大祭実行委員会が判断した参加団体

⑧第十九条の定めるテックの利用規約を満たしていないと工大祭実行委員会が判断した参加団体

⑨そのほか、工大祭実行委員会が参加保証金を返金しないと判断した参加団体

第十五条（参加団体総会）

1. 参加団体総会とは、工大祭実行委員会が開催する工大祭2017に関する事項についての参加団体による承認、および主要な事項の通知を行う総会です。

2. 参加団体の第一責任者はすべての参加団体総会に出席する義務を負うものとします。

3. 工大祭実行委員会は、参加団体総会が開催される日時および開催場所を第四条の定める方法で通知するものとします。

第十六条（書類の提出）

1. 各種申請書、パンフレット原稿の提出は、工大祭実行委員会が別途定めた方法により行われるものとします。

2. 参加団体は、参加団体認定証もしくは責任者の身分証明書の提示とともに工大祭実行委員会に提出した内容に対して、捺印の上、提出した書類と同様の責任を負うものとします。

3. 参加団体は、工大祭実行委員会に届け出たメールアドレスより工大祭実行委員会に送信した提出内容に対して、捺印の上、提出した書類と同様の責任を負うものとします。

第十七条（義務）参加団体およびその構成員は以下のすべての義務を負うこととします。

①本規約を遵守すること

②各種申請およびパンフレット原稿の提出を期日までに行うこと

③企画実施場所内にて火気を使用する場合、企画実施場所に消火器を設置すること

④企画実施中、責任者のいずれか一名は、必ず企画実施場所内にいること

⑤登録内容に変更がある場合、速やかにその旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること

⑥企画実施の際、有名人や東京工業大学に関わりのない外部の人物及び団体を招く場合、企画申請の際にその旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること

⑦企画の準備及び実施の際に、企業等からスポンサー行為を受ける場合、その旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること

⑧他参加団体の情報などの工大祭実行委員会が保有する情報を得ることを望む場合、また工大祭実行委員会の製作物の二次利用を望む場合、その旨を工大祭実行委員会に届け出て承認を得ること（テックの利用に関しては第十九条に準ずる）

⑨工大祭実行委員会が承認した企画に関する登録内容を遵守すること

⑩工大祭実行委員会のドメインである@koudaisai.jpを工大祭実行委員会に届け出たメールアドレスで受信可能にすること

⑪他の参加団体および来場者とのトラブル等に際しては、解決の努力をすること。また、工大祭実行委員会に連絡をすること

- ⑫ 工大祭片付日までに企画実施場所を原状復帰させること
- ⑬ 工大祭期間中に発生した廃棄物等については、工大祭実行委員会が指定する方法によって適切に処理すること
- ⑭ 工大祭期間中（工大祭当日の他、片付日を含む）に工大祭実行委員会が行う掃除等の補助をすること
- ⑮ 工大祭実行委員会を通して借用した物品（以下、「借用物品」）を紛失あるいは破損した場合、必要に応じて参加保証金とは別に損害を賠償すること
- ⑯ 工大祭実行委員会および東京工業大学の指示に従うこと

第十八条（禁止事項）

1. 参加団体およびその構成員は前条を遵守する他、以下の事項に従うものとします。
 - ① 講義室内で火気を使用しないこと
 - ② 工大祭実行委員会に許可されていない場所を使用しないこと
 - ③ 工大祭実行委員会に虚偽の報告をしないこと
 - ④ 焚火および花火、爆竹等の火薬類を使用しないこと
 - ⑤ 他団体や来場者にとって不愉快な、あるいは迷惑な行為をしないこと
 - ⑥ 工大祭終了後、許可なく構内に居続けないこと
 - ⑦ 借用物品、建造物、備品等を破損しないこと
 - ⑧ 公序良俗に反する行為をしないこと
 - ⑨ 東京工業大学が禁止する行為をしないこと
 - ⑩ そのほか、工大祭実行委員会が不適切と判断する行為をしないこと
2. 団体は参加申請後、企画実施場所の使用権を他の団体、個人（参加団体に限らず、あらゆる団体、個人を含む）へ譲渡、売買する等の行為はできないものとします。
3. 団体は参加申請後、工大祭実行委員会が認める場合を除き、企画実施場所の変更はできないものとします。
4. 参加団体は、実施する企画に不適切等の理由から工大祭実行委員会及び東京工業大学が禁止する、企業等からのスポンサー行為を受けることができないものとします。
5. 工大祭開催期間中の、大学構内における団体の構成員による飲酒行為は禁止となります。
6. 構成員以外が企画の実施・運営をすることはできないものとします。

第十九条（テックの利用）

1. 第十九条は、2013年度までに工大祭実行委員会によるマスコットキャラクターの不適切な利用が一部であったことを反省とし、工大祭マスコットキャラクターの各種利用に対してある程度の基準を与え、利用者がなるべく疑問なくマスコットキャラクターを利用できるようにすることを第一の目的とし、同時に本項の内容がマスコットキャラクター利用のガイドラインとして機能することを第二の目的としています。
2. 用語の定義やテックの利用についての全体的な内容については「テックちゃんの利用に関する新規約 (<http://koudaisai.jp/mascot/agreement/>)」に準じ、本規約においては特に、工大祭 2017 における参加団体によるマスコットキャラクターの利用について定めるものとします。
3. テックの利用について、以下の通り定めます。
 - ① 「テック」の著作権は工大祭実行委員会、および原案者であるヒダに帰属します。テックを利用した二次利用作品を作る場合、作品のどこかに著作権情報を明記するか、又は著作権情報を記載した媒体を同梱するようにしてください。
 - ② テックの二次創作作品の制作者または制作団体自身による公開、頒布および実演は、有償、無償問わず、また作品の形態に依らず、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、および原案者への連絡は任意です。
 - ③ 非商用として利用する場合と工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合に限り、二次利用作品の公開、頒布、および実演が、原則自由に行えます。工大祭実行委員会、および原案者への連絡は任意です。（商用の二次利用につい

ては⑦）工大祭内の企画の宣伝を目的とする場合、企画内容が金銭のやりとりを有するものであっても、二次利用作品の公開、頒布、および実演に対して特に制限することはありません。

- ④ 以下の条件に当てはまる二次利用作品、および二次創作作品の、公開、頒布、および実演は出来ません。
 - 一、テックや工大祭のイメージを損なう可能性がある場合
 - 一、作品の公開、実演、および頒布自体が公序良俗に反する場合
- ⑤ ④で禁止されていない二次利用作品、および二次創作作品であっても、工大祭実行委員会、または原案者が不適切と判断した作品については、その判断理由と共に公開、頒布、および実演の停止を命じる可能性があります。利用できるかどうかの判断に不安がある場合は事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までお問い合わせください。
- ⑥ 工大祭内の企画でのテックの利用についてのみ、以下のような表現を含む作品の公開、頒布、および実演は出来ません。もし発見した場合は工大祭実行委員会が予告なくその作品の公開、頒布、および実演の中止を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
 - 一、テックや工大祭のイメージを損なう可能性がある表現
 - 一、未成年者を含む不特定多数の人が閲覧・入手することによって、公序良俗に反すると考えられる表現
- ⑦ 以上の規約を満たしていて、連絡が必要ない範囲の利用であっても、以下に該当する場合は、利用の前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご連絡ください。
 - 一、有償での作品頒布が大規模に渡って行われる場合（企業以外の個人、および団体も含む）
- ⑧ 以下の場合も、事前に工大祭実行委員会のマスコットキャラクター専用窓口までご相談ください。
 - 一、テックの一次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合
 - 一、テックの二次創作作品を利用した二次利用作品を商用利用したい場合。但し、その利用した二次創作作品の制作者に事前に許可を得ているものとする
 - 一、テックの二次利用作品、または二次創作作品を「公認作品」として公開、頒布、および実演したい場合

第二十条（参加資格の剥奪） 参加団体が本規約に違反した場合、工大祭実行委員会はその参加団体の参加資格を剥奪することができるものとします。これは、前年度の工大祭への参加資格を剥奪された場合を含みます。また、違反の程度によっては来年度以降の参加資格も剥奪する場合があります。

第二十一条（免責） 工大祭実行委員会は、本規約に従わないことで参加団体が起こした事故等に対しては、その一切の責任を負わないものとします。

附則

本規約は平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年 3 月 31 日まで有効とします。